

# 減算一覧

- 定員超過利用減算
- 自己評価結果等未公表減算

## 令和3年度報酬改定対応

- サービス提供職員欠如減算
- 開所時間減算

# 見発・放デイでの減算

- 児童発達支援管理責任者欠如減算
- 身体拘束廃止未実施減算
- 個別支援計画未作成減算



# 減算一覧

- 定員超過利用減算
- サービス提供職員欠如減算
- 児童発達支援管理責任者欠如減算
- 個別支援計画未作成減算
- 自己評価結果等未公表減算
- 開所時間減算
- 身体拘束廃止未実施減算

# 定員超過利用減算

定員を超えて障害児を受け入れた場合に減算

## 条件

- 1日あたりの利用障害児数が基準を超えた場合
  - 定員50人以下の場合は、150%の人数を超えた場合
  - 定員51人以上の場合は、50を差し引いた人数の125%に75を加えた人数を超えた場合
- 過去3か月間の平均利用障害児数が基準を超えた場合
  - 定員11人以下の場合は、定員に3を加えた人数を超えた場合
  - 定員12人以上の場合は、125%の人数を超えた場合

## 減算

- 30%減算

# 定員超過利用減算

定員を超えて障害児を受け入れた場合に減算

条件（定員10人の場合）

- 1日あたりの利用障害児数が15人を超えた場合
- 過去3か月間の平均利用障害児数が13人を超えた場合

減算

- 30%減算

# サービス提供職員欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算

## 条件

- 1割の範囲内で欠如した場合は翌々月から減算
- 1割を超えて欠如した場合は翌月から減算

## 減算

- 減算適用1ヶ月目から2ヶ月目      30%減算
- 減算適用3ヶ月目から                      50%減算

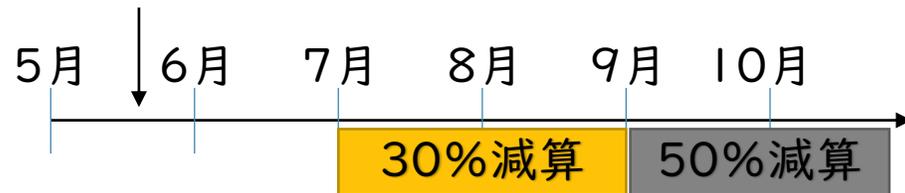
# サービス提供職員欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算

条件（定員10人の場合：人員基準2名）

- ・ 0.2人以下の範囲内で欠如した場合は翌々月から減算
- ・ 0.2人を超えて欠如した場合は翌月から減算

0.2人以下で人員不足



0.2人を超えて人員不足



# 児童発達支援管理責任者欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算

## 条件

- ・ 児童発達支援管理責任者が不足する翌々月から減算
- ・ 児童発達支援センター及び重度心身障害児を通わせる事業所を除く

## 減算

- ・ 減算適用1ヶ月目から4ヶ月目      30%減算
- ・ 減算適用5ヶ月目から                      50%減算

# 児童発達支援管理責任者欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算

## 条件

- 児童発達支援管理責任者が不在となる翌々月から減算



# 個別支援計画未作成減算

個別支援計画書が作成されずにサービス提供が行われた場合に減算

## 条件

- 個別支援計画書が作成されずにサービス提供された月から減算

## 減算

- 減算適用1ヶ月目から2ヶ月目      30%減算
- 減算適用3ヶ月目から                      50%減算

注意：個別支援計画書が適切に作成されていないと  
実地指導で指摘された場合も減算対象となる

# 自己評価結果等未公表減算

自己評価結果等を公表していない場合に減算

## 条件

- 自己評価結果と保護者による評価をインターネット上で公表していない場合
- 概ね1年に1回以上公表していない場合
- 指定権者へ届出がされていない場合

## 減算

- 15%減算

# 開所時間減算

営業時間が6時間未満の場合に減算

## 条件

- ・ 児童発達支援は、運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合
- ・ 放課後等デイサービスは、学校の休業日における営業時間が6時間未満の場合

## 減算

- ・ 開所時間4時間以上6時間未満      15%減算
- ・ 開所時間4時間未満                      30%減算

注意：サービス提供時間が6時間未満であっても減算されない

# 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の廃止・適正化の取組みが適切でない場合に減算

## 条件

- 身体拘束等に関わる記録が行われていない場合
- 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的に行っていない場合
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- 身体拘束等の適正化のための研修を年に1回以上実施していない場合

## 減算

- 5単位/日

注意：委員会・指針・研修の未実施は令和5年3月31日まで減算されない

# 複数の減算事由に該当する場合

- 複数の減算事由に該当する場合は、それぞれの減算割合を乗ずる。
- 定員超過利用と人員欠如の両方の場合は、減算となる単位が大きい方が適用される。